

○平谷村自然環境保全条例
平成3年4月25日条例第8号
平谷村自然環境保全条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本村のすぐれた自然（地下資源を含む。以下同じ。）を永く後世に伝えるとともに自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるよう自然環境の保全（地下水の合理的利用及び利用の調整を含む。以下同じ。）を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例は平谷村全域に適用する。

(用語の意義)

第3条 この条例で、次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宅地等開発地 農地振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により定めた農業振興地域

(2) 保健休養地 前号に規定する宅地等開発地以外の地域

(3) 宅地等開発 宅地等開発地内で行う1,000平方メートル以上（道路等長狭物にあつては100メートル以上）の土地の形質変更（農地開発事業、土地改良事業及び自ら居住の用に供するための宅地造成を除く。）並びに二以上の階数を有し、又は延べ床面積100平方メートル（増改築にあつては10平方メートル）以上の家屋若しくは構築物の設置（自ら居住の用に供するもの及び規則で定める用に供するものを除く。）及び当該家屋若しくは構築物の用途の変更

(4) 保健休養地開発 保健休養地内で行う500平方メートル以上（道路等長狭物にあつては50メートル以上、ダムにあつては高さ5メートル以上）の土地の形質変更、3,000平方メートル以上の立木伐採（植林のための伐採、地ごしらえを除く。）並びに延べ床面積50平方メートル（増改築にあつては10平方メートル）以上又は高さ9メートル以上の家屋若しくは構築物の設置及び当該家屋若しくは構築物の用途の変更

(5) 事業者 第3号及び前号に規定する開発を行う者で、当然それらの施行資格を有する者

(村の責務)

第4条 村の第1条の目的を達成するため、おおむね次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

(1) 自然の保護及び自然環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図ること。

(2) 自然環境の保全のため必要な調整の措置を講ずること。

(3) 自然保護団体の育成その他村民の行う自然保護に関する自主活動の助長に関すること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の実施にあつて自然環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに村が行う施策に協力するものとする。

(村民の責務)

第6条 村民（滞在者を含む。）は、村の自然環境の保全に関する施策に協力するとともにすすんで動植物の保護及び植樹の促進等を行い快適な自然環境を確保するように努めるものとする。

第2章 審議会

(審議会の設置)

第7条 自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するため平谷村自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第8条 審議会は、この条例において審議会の意見を聞くこととされているもののほか、村長の諮問に応じて自然環境の保全及び風俗環境の保全について調査審議するものとする。

(組織)

第9条 審議会の委員は、10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1) 村議会議員

(2) 知識経験を有する者

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とし再選を妨げない。ただし委員が欠けたため補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず前条第1号及び第2号の規定により委嘱された委員の任期は、その職の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 審議会に、会長及び副会長各1名をおき、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の可否により決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。ただし、採決し難い場合は両論を尊重することができる。

(庶務)

第13条 審議会に幹事を置き村職員のうちから村長が任命する。

2 幹事は、審議会の庶務に従事する。

第3章 地下水開発の規制

(地下水採取の基本)

第14条 何人も、地下水を採取する場合はその採取量を必要最少限にとどめ、地下水資源の枯渇、地盤沈下又は附近の水の減水若しくは枯渇の弊害を未然に防止するよう努めなければならない。

2 何人も、地下水を新たに採取しようとする場合は、隣地所有者(下流水利権者を含む。第16条第2項において同じ。)の同意を得なければならない。ただし地下水を農業の用に供するとき及び規則で定める用に供するときは当該地域の慣習による。

3 前項の規定にかかわらず村が第4条第2号の規定に基づき必要とする井戸等は、隣地所有者の同意を要しない。この場合において村長は議会の議決を得るものとする。

(地下水採取の許可)

第15条 地下水を新たに採取するため、井戸又は揚水設備(これらに準ずる取水設備を含む。以下「井戸等」という。)により深さ15メートル又は揚水機の吐出口径50ミリメートルを超える井戸等(以下「深井戸等」という。)を設置しようとする者(同規模以下の井戸等で地下水を採取している者が同規模を超える井戸等にしようとする者を含む。)は、そのストレートの位置、揚水機の種類及び吐出口径を定めてあらかじめ村長の許可を受けなければならない。

(許可申請)

第16条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称(法人にあつては、その所在地及び代表者の氏名)

(2) 地下水の用途

(3) 井戸等の設置場所

(4) 井戸等のストレートの位置、揚水機の種類及び吐出口径

2 前項の申請には、隣地所有者の同意書、設置場所を示す図面その他村長の指定する書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第17条 村長は、前条の許可の申請があつたときは審議会の意見を聞き当該申請にかかる井戸等が次に掲げる各号のすべてに適合しているときは許可するものとする。

(1) 第4条第2号に定める地下水総合利用計画に支障がないと認められること

(2) 地下水採取に関し第14条の規定に反しないと認められること

(3) 地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること

(4) 他の水をもつて代えることが困難なこと

(5) 附近の既設井戸等の位置から規則で定める距離があること

2 前項の許可には、条件を附することができる。

(浅井戸等の届出)

第18条 地下水を新たに採取するため、第15条に規定する規模に満たない井戸等(第14条第2項ただし書に規定する用に供するときを除く。以下「浅井戸等」という。)を設置しようとする者は、当該工事着手の20日前までに第16条に規定する事項及び着手予定日を村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項に規定する届出の受理について、第14条の規定に関し必要があると認めるときは当該工事の着手を延期させるとともに審議会の意見を聞くことができる。

(完成届)

第19条 第15条の規定により許可を受けた者及び前条の規定により届出を受理された者は、当該許可(又は提出)にかかる井戸等が完成したときは15日以内に村長にその旨を届出なければならない。

(変更の許可)

第20条 第15条の規定により許可を受けた者及び第18条の規定により届出を受理された者が当該井戸等のストレートの位置、揚水機の種類、吐出口径及び地下水の用途を変更しようとするとき並びにその井戸等にかかる権利を譲渡しようとするときは、村長の許可を受け又は届出なければならない。

2 前項の場合においては、第15条から第18条までの規定を準用する。

(井戸等の廃止)

第21条 地下水の使用者は、許可を受けた又は届出を受理された井戸等の使用を廃止したときはただちに原状回復し、村長に届出なければならない。

(附近の水に影響のあつた場合の措置)

第22条 地下水の使用者は、地下水を採取することにより附近の水の減水若しくは枯渇又は地盤沈下等の現象が出たときは、その原因を究明するとともに地下水採取を中止し又は採取量を調整する等適切な措置を講じなければならない。

(井戸等の設置特例)

第23条 村等の機関及び規則で定める機関が井戸等を設置しようとする場合は第15条、第18条に規定する許可又は届出を要しない。この場合において、当該機関はあらかじめ村長に協議しなければならない。

第4章 開発行為の規制

第1節 開発行為の許可等

(開発の基本)

第24条 宅地等開発、保健休養地開発（以下「開発行為」という。）をする者は、土地の形質変更を務めてさけるなど開発に起因する災害を未然に防止し、村民の健全な生活環境を確保しなければならない。

(開発行為の事前協議)

第25条 開発行為のうち1,000平方メートル以上の1団の土地の形質変更を計画する者は、当該土地の所有権、その他土地を利用する権利を取得しようとするとき又は当該開発行為をしようとするときに次の各号に掲げる事項を記載した書面により村長に事前協議しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称（法人にあつてはその所在地及び代表者の氏名）
- (2) 開発行為の目的
- (3) 開発地の利用計画及び利用者等
- (4) 開発する土地の所在
- (5) 土地及び構造物の開発計画
- (6) 用水の利用計画又は取水計画（第15条又は第18条の許可又は届出を受理されたものを除く。）
- (7) 雨水及び廃水（関係法令により公共水域に排出することを許可された廃水をいう。第32条において同じ。）の排水計画

(承認)

第26条 村長は、前条の協議があつたときは審議会の意見を聞き、当該開発計画が適当と認めるときは承認するものとする。

2 前条及び前項の規定は、開発行為の事前協議の変更について準用する。

(許可申請)

第27条 前条の規定により承認を受けた者又は保健休養地開発若しくは宅地等開発をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を村長に提出し、開発の許可を受けなければならない。

- (1) 第25条第1号から第3号までに掲げる事項並びに第4号から第6号までに掲げる事項の実施計画書
- (2) 工事の予定期間
- (3) 工事の施行者
- (4) その他村長が必要と認めた事項

2 第25条に規定する機関が前項の開発行為をしようとするときは、同項の許可を要しない。この場合において当該機関は、あらかじめ村長に協議しなければならない。

(許可の基準)

第28条 村長は、前条第1項の規定する申請のあつたときは規則で定める開発行為を除き審議会の意見を聞き、当該開発行為が次の各号に掲げる事項のすべてに適合しているときは、許可するものとする。

- (1) 市町村計画の実施に関し支障がないこと
- (2) 周辺の公共施設に支障がないこと
- (3) 自然環境及び生活環境の保全に支障がないこと
- (4) 宅地等開発にあつては第2節、保健休養地開発にあつては第3節に規定する開発基準に適合していること

2 前条の許可には、条件を附することができる。

(届出)

第29条 開発行為の許可を受けたものは、次の各号に掲げるときは規則で定めることにより、その旨を村長に届出なければならない。

- (1) 工事の着手又は完了したとき。
- (2) 工事を中止しようとするとき。

(変更の許可)

第30条 開発行為の許可を受けた者が当該許可を受けた実施計画を変更しようとするときは、村長の許可を受けなければならない。この場合においては第27条から前条までの規定を準用する。

第2節 宅地等開発地の開発基準

(道路、防火施設等)

第31条 道路、公園、広場、防火施設その他の公共の用に供する用地又は施設が次の各号に掲げる事項を勘案して環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上適当に配備され、かつ規則で定める基準に適合していること。

- (1) 開発区域の規模、形状並びに用途
- (2) 開発区域の地形及び地質
- (3) 予定建築物の用途、規模及びその配置
- (4) 開発区域周辺の状況

(排水路等)

第32条 排水路その他の排水施設が次の各号に掲げる事項を勘案して当該開発地内における生活及び事業活動に起因する廃水又は雨水を有効に排水するとともに、その排水により開発地区内及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力で配備されていること。

- (1) 当該地域の降水量
- (2) 放流先の状況

(3) 前条第1号から第4号までに掲げる事項

(開発によりがけ等を生じる場合の措置)

第33条 当該開発によりがけ等を生じる場合は、規則で定める基準によるものとする。

第3節 保健休養地の開発基準

(自然環境の保全)

第34条 自然環境を保全するための措置が、次の各号に掲げる事項及び規則で定める具体的基準に適合していること。

(1) 当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないものであるとともに、必要に応じ自然環境の回復のための措置が講じられていること。

(2) 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないとともに、水源の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(3) 道路の建設にあつては、土地の形質変更を必要最小限にとどめるとともに、周辺の自然環境の保全のために必要な安全施設等が整備されていること。

(4) ゴルフ場の建設にあつては、当該区域内の周辺部に樹林を確保するとともに、防災施設の設置を先行させ地形、地質に応じ順次コースの造成を行うものであること。

(5) スキー場又は索道の建設にあつては、雪崩の発生又は流下の危険性があると判断される地域を含まないものであるとともに、林間コースの設定等自然環境の保全のために必要な措置が講じられていること。

(6) 別荘団地の造成にあつては、1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上であること。

(排水路等)

第35条 排水路その他の排水施設については、第32条に定めるもののほか次の事項が定められていること。

(1) 洪水調整のための遊水池が適当に設けられていること。

(2) 放流先の地域の当該放流について同意があること(村長が特に認めた場合は、この限りでない。)

第4節 自然環境の保護基準及び廃棄物の処理基準

(自然環境の保護基準及び廃棄物の処理基準)

第36条 村長は平谷村地域の自然環境を保護するため、自然環境の保護基準を定めなければならない。

2 村長は、生活環境を保護するため、事業活動又は人の活動によつて排出し、又は発生する廃棄物の処理基準を定めなければならない。

3 前2項の規定による保護基準及び処理基準を定めるに当たつては、次の各号に掲げる事項についても定めなければならない。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築に関する事項

(2) 宅地の造成、公共道路の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更(河川、湖沼等の水流又は水質の変更を含む。)に関する事項

(3) 立木の伐採及び土石の類の採取に関する事項

(4) 地下水の利用に関する事項

(5) 廃棄物の処理に関する事項(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に準ずるものとする。)

4 村長は、第1項及び第2項の規定による保護基準又は処理基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

第5章 措置命令等

(立入り調査)

第37条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、届け出、承認、許可、苦情及び紛争の処理に係る土地に職員を立入らせ当該土地における行為の状況を調査させることができる。

2 前項の場合において、職員は規則で定めるところによりその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつた場合はこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第38条 村長は、第3章及び第4章の規定に違反し自然環境を破壊する行為又はそのおそれのある行為をし若しくはしようとしている者があるとき、申請人・開発行為の目的・開発地の利用計画及び利用者等が申請と異なつていときは嚴重注意するとともに、その行為又は計画をただちに中止させ若しくは期間を定めて原状回復等の必要な措置をとるよう勧告するものとする。

(原状回復命令等)

第39条 村長は、前条に規定する勧告に従わない者があるときは、さらに嚴重な立入り調査を行い次の各号の一に該当する者に対してその自然環境の保全上必要な限度において、その行為の中止を命じ又は相当な期間を定めて原状回復を命じ若しくは原状回復が困難である場合にこれに代るべき措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 第15条、第18条及び第27条の規定に違反した者

(2) 第17条第2項及び第28条第2項に規定する許可に附された条件に違反した者

(3) 第20条及び第30条に規定する変更許可を受けないで、その行為をした者

(4) 第4章第2節及び第3節に規定する開発基準に違反した者(軽微な違反行為を除く。)

第6章 雑則

(苦情及び紛争の処理)

第40条 地下水の採取、開発行為等に関する苦情のある者又は紛争の当事者は、村長に対して苦情又は紛争処理のあつせん若しくは調停の申立てをすることができる。

2 村長は、前項による申立てがあつたときは、速かに実情を調査し適切な処理に努めるものとする。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

第7章 罰則

第42条 第39条に規定する措置命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条に規定する許可又は第18条第1項に規定する届出をせず井戸等を設置した者

(2) 第27条に規定する許可を得ず開発行為をした者

(3) 第20条第1項又は第30条に規定する変更の許可を得ず当該変更をした者

3 次の各号の一に該当するときは、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条、第21条及び第29条に規定する届出をおこたつた者

(2) 第37条第1項に規定する立入り調査を拒み、妨げ又は忌避した者

(3) 第16条、第18条第1項及び第27条に規定する許可申請又は届出に虚偽の記載をした者

(両罰規定)

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年5月1日から施行する。

(経過規定)

2 第15条又は第18条に規定する井戸等を現に使用している者又は井戸等の工事に着手している者は、この条例の施行の日から6箇月以内に村長に届出なければならない。この場合において、当該井戸等は第15条又は第18条に規定する許可を受けたものとみなす。

附則(平成11年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成12年条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成14年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。